

スペイン・カタルーニャ自治州における 障害児教育・福祉に関する調査研究

黒田 学ⁱ, バユス・ユイスⁱⁱ, 小西 豊ⁱⁱⁱ, 仲 春奈^{iv}
荒木 穂積ⁱ, 平沼 博将^v, 荒木 美知子^{vi}

本稿は、特別ニーズ教育、インクルーシブ教育の発信地でもあるスペインにおいて、カタルーニャ自治州を対象に、障害児教育・福祉の実情を把握している。同自治州の州都バルセロナ市およびムリエット (Mollet del Vallès) 市における障害児教育・福祉関係機関、特別学校、財団法人、大学研究者への訪問調査 (2012年9月15日～20日) に基づき検討している (JSPS 科研費23252010の助成に基づく)。調査を通じて、インクルーシブ教育を推進する上で、学校教育全体の改革、特別な教育的ニーズの把握と専門性の必要性を改めて確認するとともに、障害児のライフステージに沿った総合的な支援施策、学校卒業後の進路保障と社会参加の先進事例を考察した。

キーワード：特別なニーズ教育、障害児福祉、カタルーニャ自治州、ムリエット市、財団法人アムパンス

目次

はじめに—問題の所在

I カタルーニャ自治州の政治経済事情

II 訪問調査の結果と考察

1. 障害児教育の現状—ラモン・リュイ (Ramon

Llull) 大学でのインタビューを通じて

(1) ラモン・リュイ大学と心理学部の概要

(2) カタルーニャ自治州における障害者モデル
の変化

(3) 障害児教育の現状について

(4) 障害児教育の教員養成について

(5) スペインの障害者研究の現状について

(6) 以上を踏まえての考察

2. ムリエット (Mollet del Vallès) 市における障
害児教育・福祉

(1) ムリエット市の障害者施策

(2) 乳幼児発達早期支援センター (CDIAP)

(3) カンビラ特別学校

3. 財団法人アムパンス (AMPANS) による障
害児教育・福祉の取り組み

(1) 財団法人アムパンスの概要

(2) アムパンスの周辺地域の特徴

(3) アムパンスの提供サービスとその利用者

(4) アムパンスの組織

(5) バジェス地域におけるアムパンスの存在と
役割

(6) アムパンス・特別学校 (幼稚園・小・中学
部)

おわりに—結論と今後の研究課題

i 立命館大学産業社会学部教授

ii 京都外国語大学外国語学部准教授

iii 岐阜大学地域科学部講師

iv 立命館大学衣笠総合研究機構客員研究員

v 大阪電気通信大学人間科学研究センター准教授

vi 大阪女子短期大学准教授

はじめに——問題の所在

本稿は、スペイン・カタルーニャ自治州の障害児教育・福祉の実情を把握するために、同自治州の州都バルセロナ市およびムリエット (Mollet del Vallès) 市等における障害児教育・福祉関係機関、関係者への訪問、インタビュー調査 (2012年9月15日～20日) に基づき検討したものである。なお、本調査研究は、JSPS 科研費23252010の助成を受けたものである¹⁾。また、本調査に先立って、2012年3月に、研究メンバーであるバユス・ユイスが予備調査を行い、その結果についても本稿で部分的に触れている。

スペインは、1994年にユネスコとスペイン政府共催によって開催された「特別なニーズ教育 (Special Needs Education: SNE) に関する世界会議」の開催地であり、「特別なニーズ教育に関するサラマンカ声明と行動の枠組み」を採択し、その後のスペイン及び各国の障害児教育・特別ニーズ教育に大きな影響を及ぼしてきたことに注目する必要がある。サラマンカ会議は、1990年に開催された「万人のための教育 (Education for All: EFA)」世界会議 (タイ・ジョムチャン) を受けて、すべての子どもに対するインクルーシブ教育を提唱し、その実現のための一般学校教育制度の改革をめざした。これまでの障害児教育に対して、学校教育を十分に受けることのできないすべての子どもたちの特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs: SEN) を前提とした教育の推進を目標とした。「サラマンカ声明」はさらに国連・障害者権利条約へと受け継がれている。このようにスペインは、特別ニーズ教育の一つの「発信地」であり、本調査がスペインを調査対象とした理由の一つである。

経済協力開発機構 (OECD) の資料によれば、スペインにおける SEN のある子どもに対する教育措置の割合は、特別学校及び特別学級が16.7%、通常学級が83.3% (2010年) (同23.7%、76.3%、2008年) となっており、通常学級の比率は OECD 諸国で相対

的に高くなっている²⁾。

なお、スペインは、2008年4月、国連・障害者権利条約を批准し、それに伴って、2011年に「条約の規範適応に関する法律」(Act 26, 2011) を制定している。また、同条約の国連委員会は、スペイン政府の報告、同条約の第24条 (教育) に関して、政府が障害児を教育上の差別なく、インクルーシブ教育の原理にしたがって、通常教育システムに措置していることを評価する一方、同委員会は、教育における合理的配慮に関わっては、専門的な教師の配置や財政的裏付け、地方自治体の施策推進などを求めている³⁾。

ちなみに、スペインの学校教育制度は、1990年に制定された「教育制度総合整備組織法」(LOGSE)、2006年の「教育に関する組織法」(LOE) に基づいて、小学校6年、中学校4年 (義務教育) と定められ、教育改革が進められてきた。また幼児教育は、義務教育ではないが、3歳～5歳は無償となっている⁴⁾。公教育に対する財政支出の割合については、10.8% (2010年) であり、OECD加盟32カ国中、25位 (OECD平均、13.0%) である⁵⁾。

障害者福祉に関しては、1982年制定の「障害者社会統合法」(LISMI) に基づいて、障害者に対する差別の撤廃や社会的統合が図られてきた。障害者の雇用を促進することで社会への統合を図ろうとしているが、労働市場への障害者の参入は難しく、2006年の調査では、勤労年齢にある障害者の10人に7人は失業状態であり、EU25カ国中24位に留まっている⁶⁾。また、LISMIにしたがって、1995年から「障害者のための社会参加推進計画」が実施され、アクセシビリティ確保の観点からの公共交通機関の整備、州や地方自治体の建築物などの都市環境整備の充実などが進められてきた⁷⁾。障害者差別禁止に関連して、「障害のある人の機会均等、非差別及び普遍的なアクセシビリティに関する侵害と制裁の体制を確立する法」が2007年に制定されている⁸⁾。

スペイン・カタルーニャ自治州 (人口757万人) は、スペイン (人口4,646万人、首都マドリード) の

北東部、地中海沿岸部に位置し、自治州都はスペイン第2の都市であるバルセロナ市（人口160万人）である。スペインは17の自治州から成り、各自治州は独自の議会や政府を持ち、幅広い自治権を持っている。後述するようにスペインからの独立を求める同自治州の市民の運動は、国内の地域格差を象徴している。なお、同州の障害者人口は52万600人、人口比72.3%（2008年）である（表2）。

カタルーニャ自治州は4つの県（バルセロナ、ジローナ、タラゴナ、リエイダ）から構成され、独自の歴史と文化、言語（カタルーニャ語）を持っている。フランコ独裁政権下（1939年4月～1975年11月まで）では、カタルーニャ語は禁止され、民族主義的な活動に対する徹底的な弾圧がなされた。フランコの死後は、カタルーニャの自治と民主主義の運動が活発となり、高度な自治権を獲得することになった。また、当地は、建築家のアントニ・ガウディ、画家のパブロ・ピカソ、ジョアン・ミロを輩出した芸術都市であることでも有名だ。現在のカタルーニャ自治州は、スペインのGDPの2割を占め、スペイン経済の屋台骨となっており、所得、教育、医療のレベルは相対的に高くなっている。スペインの中でも独立性の強い当地の障害児教育・福祉施策は、他州に比べ特徴的であり、調査対象地域と選定した理由はこの点にある。とりわけ、同州バルセロナ県のムリエット市（人口5万人）は、障害児教育・福祉施策を積極的に展開しており、就学前の早期介入から就学、移行支援へとライフステージに従って、総合的な施策を進めている。

次節からは、スペイン・バルセロナ自治州の政治経済事情を踏まえ、障害児教育・福祉の実情について、関係機関・関係者に対するインタビュー調査結果を紹介しながら、その現状と課題を考察したい。なお本稿は、「はじめに」と「II-2. (1) (3)」「おわりに」を黒田が、「I」を小西、「II-3. (1)～(5)」をユイス、「II-1. (1)～(5)」を伸、「II-1. (6)」を荒木穂積、「II-2. (2)」を平沼、「II-3. (6)」を荒木美知子が、それぞれ分担執筆し、黒田が

全体をとりまとめている。また、本稿執筆にあたって、研究会での報告と討議の過程を踏まえているが、各節の執筆者の見解は、執筆者間で必ずしも共通しているものではないことをご了解頂きたい。

表1 スペインの基本統計（2011年）

人口	4,645.5万人
18歳未満人口	830.6万人
5歳未満人口	254.6万人
人口増加率	0.4%（2010-2030年）
出生時平均余命	81歳
1歳未満死亡率	4‰
5歳未満死亡率	4‰
成人識字率	98%（2007-2011年）
初等教育純就学率	100%（2008-2011年）
一人あたりGNI	31,930 USD（PPP）
一人あたりGDP平均成長率	1.9%（1990-2011年）
公的教育財政（支出比）*	10.8%（2010年）

出所) UNICEF, The State of the World's Children 2013. (<http://www.unicef.or.jp/osirase/back2013/pdf/UNI137485.pdf>, 2013年6月20日閲覧).

* UNESCO, Institute for Statistics, (<http://stats.uis.unesco.org/>, 2013年6月20日閲覧) に基づき黒田が作成。

表2 カタルーニャ自治州の障害者人口（2008年，対人口比‰）

	男性		女性		計	
	千人	‰	千人	‰	千人	‰
6歳未満	5.6	23	3.4	14.7	8.9	19
6-64歳	99.8	35.3	112.4	41.2	212.1	38.2
6-44歳	48.1	24.6	26.7	14.6	74.8	19.7
45-64歳	51.7	59.5	85.7	95.1	137.4	77.6
65-79歳	68.7	178.3	96.9	208.6	165.6	194.9
80歳以上	34.7	301.9	99.2	480.3	133.9	416.5
合計	208.8	58.5	311.9	85.9	520.6	72.3

出所) 「世論調査統計，障害者に関する調査データ」カタルーニャ統計研究所，2008年，に基づき黒田が作成，年齢区分は元資料に基づいている。

Idescat, a partir de dades de l'Enquesta sobre Discapacitats, Autonomia personal i situacions de Dependència de l'INE, 2008, Institut d'Estadística de Catalunya (<http://www.idescat.cat/dequavi/Dequavi?TC=444&V0=2&V1=3>, 2013年6月20日閲覧)

I カタルーニャ自治州の政治経済事情

本調査を実施する直前の2012年9月11日、「カタルーニャ国民の日」に、バルセロナでは約150万人にも及ぶ市民たちが「カタルーニャ、新しいヨーロッパの国家 (Catalunya, nou estat europeu)」という独立スローガンを掲げ、大規模なデモを繰り広げた。

筆者らのバルセロナ訪問時、多民族国家スペインはちょうど分裂の危機にさらされていたわけである。なぜカタルーニャの人々はスペインからの独立を唱えるのか。その背景には2つの問題がある。ひとつは伝統的に民族自決を求めるナショナリズムの問題、もうひとつは2009年10月の「ギリシア危機」に端を発するユーロ危機に絡む問題である。

ナショナリズムの問題はカタルーニャの中世以降の歴史に起因している。カタルーニャは中世フランク王国の辺境伯領として、スペインとフランスの軋轢、衝突の狭間に位置してきた。カタルーニャは17世紀までハプスブルグ家のもとで独自の自治権をもっていたが、スペイン王位継承戦争でブルボン家に反旗を翻した結果、新国王フェリペ五世によって自治権を剥奪された。1714年9月11日に国王軍はバルセロナを陥落し、カタルーニャをスペインの中央集権統治システムのなかに再編していった。カタルーニャの人々にとって毎年9月11日は民族屈辱の日であり、ナショナル・デーとなっている⁹⁾。

ユーロ危機がスペイン経済に深刻な影響を与えていることは、表3の各指標から明らかである。そのなかでも特に財政赤字問題について触れておくと、スペイン政府は財政赤字削減のための緊縮政策として、①2010年6月からすべての公務員226万人を対象に給与の3～15%の引き下げを実施した結果、一人当たり毎月36ユーロから220ユーロの減収となり、中央政府は2年にわたって67億5千万ユーロの歳出減を行い、②公共投資に関して勸業省が2010年、11年に60億4500万ユーロの支出削減を実施し、③2011年7月国会で採択された「年金改革法」により年金

支給年齢と支給額の見直しが実施された。政府は15億ユーロの節約を見込んでいる¹⁰⁾。

今回のデモの直接的な要因となったカタルーニャの税負担問題であるが、スペインのGDPの2割を占めるカタルーニャは、年間地域内総生産の9%を中央政府の国庫に資金拠出している。中央政府から再配分された資金によって地方政府は公務員給与などの支払いを行っているが、スペインの税制に対する不公平感を持っているカタルーニャは中央政府に対して財政の自主権を求めている。しかし、スペインのマリアノ・ラホイ首相は国の年金、福祉債務履行のために、経済的に豊かなカタルーニャからの財政移転を必要としている。まさにここに今回の独立運動の盛り上がった要因がある¹¹⁾。

1979年にカタルーニャ自治州が設立されてから、カタルーニャ主義の集中と統一(CiU)が7年間を除いて、州議会の与党となっている。CiU政権は自治州制度を組み立て、またカタルーニャ言語と文化回復のための政策を行った。1960～70年代にスペインのほかの地方から仕事を求めて、産業発展が進んでいたカタルーニャに大量の移民が流入した。

この時代の新しいカタルーニャ市民はカタルーニャ語を学ぶチャンスも必要もなかった。1980年代になって、カタルーニャ語ができないカタルーニャ市民が多いため、カタルーニャ州政府の主な政策のひとつとして、小・中学校におけるカタルーニャ語教育が開始された。現在、同州の小・中学校ではスペイン語や外国語以外の科目の授業はカタルーニャ語で行われている。しかし、スペイン語の教育を求める親の訴えを認めた裁判もあり、州政府にスペイン語でも授業が行うように命令したが、具体的な対策は州政府に一任されている。また、州政府に政策の変更を強制させるために、スペインの教育文化スポーツ省が法律改革を検討しているところである。

最後にカタルーニャ社会党(PSC)とカタルーニャ共和党(ERC)、元カタルーニャ共産党・緑の党(ICV, EUiA)の連立政権時に採決された新しい州憲法(2006年)のトラブルも、独立運動の一つの原

表3 スペイン（カタルーニャ）の主要経済指標（2013、14年は予測値、対前年度比%）

	1992-2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
GDP	3	-3.7	-0.3	0.4	-1.4	-1.5	0.9
カタルーニャ	n.a	-4.2	0.3	0.5	-1.3	n.a	n.a
失業率	13.9	18	20.1	21.7	25	27	26.4
カタルーニャ	n.a	16.3	17.8	19.3	22.7	n.a	n.a
インフレ率	n.a	-0.2	2	3.1	2.4	1.5	0.8
カタルーニャ	n.a	0.2	2	3.3	2.9	n.a	n.a
貿易収支*	-5.2	-4	-4.6	-3.8	-2.4	-0.4	0.6
経常収支*	-4	-4.8	-4.4	-3.7	-0.9	1.6	2.9
財政赤字*	n.a	-11.2	-9.7	-9.4	-10.6	-6.5	-7
公的債務*	n.a	53.9	61.5	69.3	84.2	n.a	n.a
カタルーニャ	n.a	13.1	17.8	21.1	25.9	n.a	n.a

注) *は対 GDP 比%を示す。

出所) European Commission, *European Economic Forecast*, Spring 2012, p.59. に基づき小西が作成。(http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/european_economy/2012/ee1upd_en.htm, http://www.idescat.cat/pub/?id=aec, 2013年7月20日閲覧)

因となっていることに言及しておこう。新しい州憲法は、その目的に州政府の資金調達促進、カタルーニャ語使用の促進、地域政府の自立性を高めるというものであった。トラブルというのは、カタルーニャ州議会でも、スペイン国会でも新しい州憲法が採択され、カタルーニャ州で行った国民投票でも採択されたにも関わらず、国民党 (PP) の訴えを受けて憲法裁判所が州憲法の大部分を無効にしたことである。



写真1 ラモン・リュイ大学 クリメン・ジネ氏

II 訪問調査の結果と考察

1. 障害児教育の現状——ラモン・リュイ (Ramon Llull) 大学でのインタビューを通じて

ここでは、ラモン・リュイ大学の心理学部教授クリメン・ジネ (Climent Giné) 氏へのインタビュー調査¹²⁾の内容をもとにスペイン及びカタルーニャ自治州の障害児教育について整理している。主な内容は、①ラモン・リュイ大学と心理学部の概要、②カタルーニャ自治州における障害者モデルの変化、③障害児教育の現状、④障害児教育の教員養成、⑤

スペインの障害者研究の現状、の5点である。

(1) ラモン・リュイ大学と心理学部の概要

ラモン・リュイ大学は、スペイン・カタルーニャ自治州にあるキリスト教系の私立大学で、大学名は「カタルーニャ語の父」¹³⁾であるラモン・リュイから名付けられている。大学のホームページ¹⁴⁾によれば、1903年設立の La Salle 学校や、1905年設立の IQS (Institut Químic de Sarrià) などの11の機関が

連合して、1990年3月にラモン・リュイ大学が設立され、翌年5月にカタルーニャ州議会の承認を受けた。学部では33、修士課程は58、博士課程は13のプログラムを教えている。現在の学生数は、約16,000人である。

クリメン・ジネ氏によれば、心理学部は、1948年の設立で、当初は、小学校教員養成のみであったが、現在では、5つの専攻(小学校教員養成、心理学、児童教育、スポーツ、言語学)があり、学部生2,800人、修士課程200人、博士課程100人が学んでいる。教員は230人で、半数が専任教員で、残りは非常勤講師である。

(2) カタルーニャ自治州における障害者モデルの変化

第二次世界大戦前までは、障害者は施設に隔離され、服薬させるだけであった。第二次世界大戦後、施設を訪問した医師が疑問に思い、障害者は病者として扱われるようになり、治療の対象となった。

1960年代になると、医師の考えに基づき、障害別(ダウン症、重度障害、軽度障害、視覚障害など)に細分化した特別教育の施設が作られ、専門家による診断と治療が行われるようになった。スペインの他の州では、政府が中心となって特別教育の施設が作られたが、カタルーニャ自治州では親の会を中心として施設が作られた。

1970年代には、ノーマライゼーションの概念や、イタリアのインテグレーション法、イギリスのウォーノック報告などを学ぶために、多くの教師がイギリスに留学した。1983年には、スペインで「障害者社会統合法(LISMI)」が成立し、障害者それぞれのニーズに合わせたサービスを、居住地の近くで提供することが定められた。

1984年以降、インクルーシブ教育の概念が徐々に広まるにつれて、特別学校に通っていた障害の軽い生徒を通常学校が受け入れるようになり、障害の重い生徒だけが特別学校に残されることとなった。特別学校の役割について政府と話し合いが持たれ、特別学校には障害児教育の専門家と、専門的な教材が

あることから、通常学校で学ぶ障害児のサポートを行うことになった。障害児を受け入れた通常学校に、障害児をサポートするための教師を送るなどの援助が開始されて、心理教育アドバイスセンターが設立された。このセンターはカタルーニャ自治州だけでも200か所あり、専門家(心理学者・教育学者など)による障害児の診断と、通常学校か特別学校のどちらに就学すべきかといったアドバイスや、障害児に対応する教員へのアドバイスが行われている。

他に、乳幼児発達早期支援センター(Centre de Desenvolupament Infantil i Atenció Precoc; CDIAP)がカタルーニャ自治州に86か所設置されている。本センターは、様々な専門家(心理学者、神経科医、PTなど)が、0～6歳までの子どもを診断し、親や幼稚園へのアドバイスを行っている。

(3) 障害児教育の現状について

スペインの教育制度では、3～6歳までが幼稚園、6～12歳までが小学校、12～18歳までが中等学校(日本でいうと中学校と高校)で、16歳までは義務教育なので学費が無料である。障害児については21、22歳まで学費を国が負担し、中学校に在学することができるが、18歳以降については、大人への準備プログラムを学習している。

カタルーニャ自治州では、インクルーシブ教育を目標としており、特別学校は約100か所あるが、障害児の60%が通常の小学校に通っている。しかし、中学校では、ほとんどの障害児が特別学校に通っている。原因としては、履修科目が多く、教師の教える知識やデータを障害児が理解することが難しいこと、中学校の先生が障害児への対応をよく理解していないことが考えられる。

通常の小学校に通う障害児は、ほぼ全員が通常学級におり、割合としては、1クラスに2～3人である。地域政府からのサポート教師がいるが、1クラスを担当するわけではなく、色々なクラスを巡回するので、授業によってサポートの有無が異なっている。サポート教師の給料は地域政府が負担している。

暴力を振るうなどの問題児がいる場合にのみ、学校内に特別教育サポートユニット（Unitat de suport a l'educació especial: USEE）¹⁵⁾を設置している。

通常の中学校に障害児がいる場合、1クラスが5～8人のUSEEを設置して、そこで学習し、時々、通常学級に行って学習している。

特別学校については、①教育計画を「同じことの繰り返しから、子どもたちの興味を引き出す教育」、「社会の中で自立した生活をおくるために役立つ教育」にすること、②学校のプログラムと生徒の評価を個人化し、それぞれの子どもの到達点を重視すること、③卒業し、大人になるプロセス（就労・自立）を支えること、④通常学校へのサポートとサービスを発展させること、など改善すべきが課題があるという。

障害者の80%が財団法人や町などの知的障害者のための組織に所属している。大きな組織の場合、卒業後の就労先となる職業センターを持っており、一般の職場で働く障害者のサポートなども行っている。職業センターを持っていない小さな組織の場合は、職業センターを持つ組織と契約をして、卒業後の学生を受け入れてもらっている。

(4) 障害児教育の教員養成について

1992年に、教育学部に特別教育専攻と聴覚言語専攻が作られ、この専攻を卒業した者のみが特別学校の先生として働くことが出来ることになった。公立学校で働く場合は、別に国家試験を受ける必要がある。特別学校の先生をサポートする専門家として、言語聴覚士、セラピスト、心理学者、ソーシャルワーカーなどの専攻がある。

しかし、2009年にEU全体の大学改革が行われ、教育学部は2専攻（幼児教育と小学校教育）となり、特別教育は専攻ではなく科目のみとなってしまった。このため、1年の修士課程で特別教育の履修が可能になるように政府と交渉中である。

(5) スペインの障害者研究の現状について

スペインでは、インクルーシブ教育の研究は多いが、障害者のニーズに関する研究が少なく、クリメン・ジネ氏の研究グループでは、以下の研究を進めている。

①知的障害のある人への組織サービスと生活の質（QOL）の向上についての研究。②アメリカ知的発達障害協会（American Association on Intellectual and Developmental Disabilities; AAIDD）が作成した支援尺度であるSIS（Supports Intensity Scale）をスペインでも使用するための研究、18歳以上の人のために作られているSISを6歳から使用可能にするための研究（他の10カ国やAAIDDとの共同研究）。③マンチェスター大学のメル・アインスコ（Mel Ainscow）氏の研究¹⁶⁾をカタルーニャ語に翻訳し、障害児が通常学校でインクルーシブ教育を受けやすくするための研究。④政府は各学校の生徒が必要とするサポートを判断するためにICAP（Inventory for Client and Agency Planning）を使用し、それに基づいて学校への配分する予算を決めているが、ICAPよりもSISが適切であることを証明するための研究である。

(6) 以上を踏まえての考察

カタルーニャ自治州における障害児教育の変遷と現状について、クリメン・ジネ氏へのインタビューで明らかになったことは以下のとおりである。

障害児教育の変遷についてまとめると、第1は、第二次世界大戦後の1960年代に親の会が中心となって地方政府に働きかけ、障害別の特別教育の施設がつくられ、そこで障害児への教育が取り組まれた。第2は、1970年代になるとノーマライゼーションやインテグレーションなど世界の潮流から学ぶ努力がなされ、1983年の政府の「障害者社会統合法（LISMI）」の成立に後押しされるように、障害児のニーズに合わせたサービスの提供を居住地で行うことが推進された。第3は、政府の同法の制定が、その後のカタルーニャ自治州のインクルーシブ教育へ

の関心と広がりをもたらす契機となった。

インタビューでも語られていたように、カタルーニャ自治州ではイタリアのインクルーシブ教育モデルとは異なる独自のインクルーシブ教育モデルの道を進んでいる。すなわち、カタルーニャ自治州では小学校では40%の障害児が特別学校（現在、約100校）で、60%の障害児が通常学校で教育を受けている。中学校になると特別学校を選択する比率が高くなる。通常の中学校で教育を受ける子どもたちもいるが、その場合には、USEE（特別サポートユニット）で教育を受けている（1クラス、5～8名）。ここでは、障害児教育の専門性の担保と学校内でのインテグレーションの両方が可能となるような工夫がなされている。居住地での教育（生活への配慮）を基本としつつも、障害への配慮と年齢・発達段階への配慮（小学校と中学校の役割の違いがある）がなされていることがわかる。

障害児教育の教員免許の動向についての話も注目に値するものであった。1992年にラモン・リュイ大学に特別教育と聴覚言語（障害）の専攻が設置されたが、当時はこの課程を修了したものだけが特別学校または特別学級で働くことができた（これは、通常の小学校、中学校の通常学級では働けないことも意味している）。しかし、2009年のEU全体の大学改革によって、学部段階での特別教育と聴覚言語（障害）の専攻は廃止され、大学院修士課程に入学した後、特別教育の科目履修が可能になる（専攻ではない。小学校または中学校教員免許を学部で取得した人が、大学院で特別教育を学ぶことになる）。教員の流動化をうながす教員免許資格制度に改められたといえる。

障害児教育の研究については、クリメン・ジネ氏が語っていたように、ラモン・リュイ大学心理学部では、現在、障害児のニーズに応じた教育を保障するための研究が取り組まれている。障害児一人ひとりの個別ニーズの把握が重要な研究テーマになってきている。日常生活でのQOL向上は当然、行政サービスの提供とも関連している。諸外国の研究手法

を取り入れながら障害児の特別なニーズを把握するための研究が取り組まれている。スペインでは、インクルーシブ教育の研究は多いが、障害者のニーズについての研究が少ないとのことだが、インクルーシブ教育を前進させるための研究として個別のニーズの把握や評価法の開発が研究課題となってきたといえよう。

インクルーシブ教育はどの国でも試行錯誤の段階であるといえるが、カタルーニャ自治州でも歴史的過程を経つつ試行錯誤が行われていることをクリメン・ジネ氏とのインタビューによって確かめることができた。

2. ムリエット (Mollet del Vallès) 市における障害児教育・福祉

(1) ムリエット市の障害者施策

ムリエット市は、カタルーニャ自治州のバルセロナ県に属し、人口は5万2484人（2012年）である。

今回訪問したムリエット市立障害者支援センター (IMSD) は、市議会によって設立され、その目的を達成するために必要な法的権限、公的財源を有する独立した組織である¹⁷⁾。本センターの目的は、障害者にサービスを供給すること、障害の予防や学際的な障害研究、精神障害者の雇用や社会的統合を図ることである。特に次の多様なサービス提供、①早期介入、②障害児教育、③職業訓練、④特別に統合された労働に対する責任を担っている。

IMSDの下に、サービス統括官とサービスセンター（管理部門）が置かれ、さらに4つの機関、①乳幼児発達早期支援センター (CDIAP)、②カンピラ特別学校 (Escola d'Educació Especial Can Vila)、③職業センター「森」(Centre Ocupacional del Bosc)、④アルボラダ特別職業センター (Centre Especial de Treball Taller Alborada) を位置づけている。乳幼児期から学齡期、成人期にわたるライフステージに沿ったサービス提供を構成していると言えよう。なお、今回訪問した①と②については、以下にその概要を記しているが、③と④について、市

提供資料をもとに簡単に整理しておきたい。

③職業センター「森」は、18歳以上の障害者に対する一般就労をめざした職業指導を行うとともに、作業療法、職業斡旋などを行っている。また障害者の雇用契約の確立、社会的支援ネットワークの構築にも取り組んでいる。精神障害者に対しては、仕事が見つからない場合に職業斡旋を行い、社会統合、社会参加を推進している。

④アルボラーダ特別職業センターは、市の管轄の

下、非営利の組織として、50人の精神障害者を従業員として雇用している。本センターは、地域の伝統的な産業に関連した6つの部門に分かれ、①タイック印刷（雑誌、パンフレット、ポスターなどの印刷）、②フラットスクリーン印刷（ディスプレイ、ステッカーなど）、③梱包組み立て（最終生産過程における袋詰めや組み立てなど）、④テキスタイルスクリーン印刷（Tシャツ、ポロシャツなど）、⑤オブジェクト広告製作（製品等のプロモーション用）、⑥看板製作（段ボールや発泡ボードなどによる広告看板の製作）を行っている。

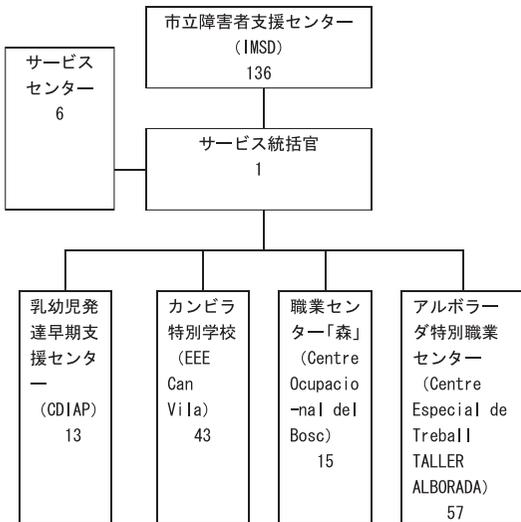


図1 ムリエット市障害者支援センター (IMSD) と関連組織図

注) 数値はスタッフ数 (人)。

出所) ムリエット市提供資料に基づき黒田が作成。

(2) 乳幼児発達早期支援センター (CDIAP)

①センターの概要

ムリエット市の乳幼児発達早期支援センター (Centre de Desenvolupament Infantil i Atenció Precoç: CDIAP) は、1972年に設立され、2004年に現在の場所に移転した¹⁸⁾。

本センターは、障害児はもちろん、発達上のさまざまな問題を抱える0歳から6歳まで¹⁹⁾の子どもの支援を行うセンターである。こうしたセンターはスペインの中でもカタルーニャ自治州が最も発達しており、4つの市に1つくらいの割合で設置されているという (本センターもムリエット市および周辺3町の住民が利用できる施設である)。

開設時間は、平日 (月～金) の9時～20時まで (金曜日は15時まで) で、利用料金は無料である²⁰⁾。

表4 ムリエット市 乳幼児発達早期支援センターのスタッフ数

専門スタッフ	勤務体制 (人)
心理学者 (Psicòlegs)	4 + 2 (半日勤務)
教育-言語セラピスト (Pedagoga-logopeda)	1
言語聴覚士 (Logopeda)	1 (隔日勤務)
理学-精神運動療法士 (Fisioterapeuta-psicomotricista)	1
理学療法士 (Fisioterapeuta)	1 (隔日勤務)
小児神経科医 (Neuropediatre)	1 (隔日勤務)
管理スタッフ (Auxiliar Administrativa)	1
コンシエルジュ (Conserge)	1 (隔日勤務)

出所) ムリエット市から提供された資料に基づき平沼が作成。

スタッフは、心理学者、言語聴覚士、小児神経科医、理学療法士など13名である(スタッフの人数や勤務体制については、表4参照)。

②センターの利用について

本センターには、医師(ホームドクター)や幼稚園、病院などから発達上の問題や障害を指摘された子どもたちが訪れるが、近年では病院や幼稚園から紹介されてくるケースが増えているという。このセンターでは、幼稚園や学校、病院などへの施設支援(サポート)も行っており、研究も行いながら、大学に教えに行くこともある。2011年は、年間460人の子どもが本センターを利用したが、その内訳は、治療継続中が146人、治療終了が124人、フォローアップ中が64人、診断中が43人、順番待ちが27人、その他が33人となっており、途中でやめてしまったケースは23人だけだったという(無料なので医師に言われて来所したものの続かないケースもあるらしい)。

現在、本センターを利用している子どもたちは、心の問題、対人面の問題、動きの問題、コミュニケーションの問題、視覚・聴覚の問題など、さまざまな問題を抱えている(センターが設置された当初は肢体不自由の子どもたちが主であったという)。主訴で一番多いのは、2、3歳になっても話さないなど「言葉の問題」で、次いで「行動の問題」「動きの問題」となっている。現在治療を受けている子どもの年齢は、4歳、5歳が一番多くなっており、「本センターとしては、もっと早い段階で対応していきたい」と話していた。

③療育内容と専門スタッフについて

本センターでは、専門スタッフが、診断に基づいて一人一人に合った個別の療育プログラムを作成している。また、スタッフは専門家として療育を行うだけでなく、できるだけ親のカウンセラーとしての役割(親に対してアドバイスする役割)を果たそうとしているのだという。

センターを利用する回数は、週1回が基本となっ

てはいるが、週4回までは利用可能なため、特に重度障害の場合には、プールやホースセラピーを行っていることもあって利用回数は増えるという²¹⁾。また、障害の重い子どもの場合は、長期間センターに通わなくてはならないので、できるだけ子どもたちが楽しめるような活動を準備するようにしている。しかし、スタッフの数が足りないため、現在は希望しても全員が利用することはできず、緊急性が高くない場合には3週間から1ヶ月ほど待たなくてはならないこともある。

(i) 言語療法 (Logopeda / Speech Therapy)

コミュニケーションと言語に問題を抱える子どもに対しては言語療育を実践している。乳幼児が対象であるため、あそびやゲームを通しての療育が中心で、部屋にはたくさんの玩具が置かれていた(写真2参照)。子どもは「お店屋さんごっこ」などを通して、ものの名前を覚えるという。また、なかなか話せない子どもたちの場合に写真カードを使ったり、口や舌の動きに問題のある子ども(構音障害)の場合には、鏡を使った構音の練習を行ったりしている。パソコンも活用しており、インターネット上にあるコミュニケーションのためのソフトウェアはよく使っているという。



写真2 CDIAPの言語療法室

(ii) 精神運動療法

(Psicomotricitat / Psychomotor)

子どもたちが身体の動きを通じてコミュニケーションできるようにするために、セラピスト(心理学者)が精神運動療法を行っている。室内の遊具は柔らかい素材でできており、子どもたちはこれらに触れることでいい気持ちになるという。ここではコミュニケーションだけでなく、子どもの認識面や情動面の発達を大切にしている。どんな活動をするか分かりやすいように写真を用いていた。1回のセッションは45分~55分で、通常は子どもとセラピストが1対1で行うが、子どもが2人入ることもあるという(教育ではなくセラピーなので3人以上の子どもと一緒に活動することはないとのことである)。初回は親も一緒に活動に参加することがある。

(iii) 感覚刺激療法 (Stimulation Room)

視覚障害(弱視)の子どもたちが、普段とは違った刺激を受けることができるようにと、以前トイレだった場所を暗室に改装し、色とりどりのライトを設置したのだという。

(iv) 心理相談 (Psicòleg / Psychologist)

心理相談員(心理学者)が、子どもの発達に関する家族の相談を受けている。子どもの発達や障害のアセスメントには心理テストは使用せず(時々WISCは使用するらしい)、主に絵とゲームを用いた精神分析的アプローチによって、子どもたちの問題を把握(=「診断」)している。

初回は親子一緒に面談することが多く、2回目以降は親子別々で面談を行うという。子どもへの関わり方に問題がある場合には家族への助言を行うし、子どもの主治医、教員やスクールカウンセラーとも連絡を取っている。場合によっては授業参観をすることもあるし、逆に学校・幼稚園の先生がセンターに来る場合もあるという。

1回のセッションは45分~55分で、1日に5~8人の相談を受けている。心理相談を利用する頻度は、ケースによって異なるが、重度の自閉症の場合には週に2回くらい、その他の場合は、週に1回、2週

間に1回、月に1回などさまざまである。なお、カルテは「10年間の保管」が義務づけられている。

(v) 小児神経科

(Neuropediatre / Neuropediatrics)

小児神経科医であるカルロス医師は、まだ診断を受けていない子どもの診断を行ったり、他の専門スタッフのサポートを行ったりしており、必要な場合には治療も行うという。また、本センターでは医学的な検査ができないので、検査が必要な際に病院と連携をとったり、障害リスクが高いとされる早期産の子どものフォローアップも行ったりしている。

「スペインでは自閉症の診断は小児神経科医と児童精神科医のどちらが行うのか?」との質問には、「心理学者なども含めたチームスタッフ全員で診断する」との回答であった。また、そのような診断方法は、スペイン(少なくともカタルーニャ自治州)では一般的な方法であるという。

自閉症の診断ツールとしては、M-CHAT (Modified Checklist for Autism in Toddlers) や CARS (Childhood Autism Rating Scale) を用いるが、何より観察が大切であると話してくれた。

ちなみにカルロス医師はベネズエラ出身で、この分野(小児神経医学)を学ぶためにスペインに留学し、バルセロナの大学病院で小児神経医学を学んだという。最後に「いつかはベネズエラでもこのような優れた制度(システム)を作りたいが、しばらくはスペインに残って仕事をしたい」と語った。

(vi) 理学療法 (Fisioterapeuta / Physiotherapy)

肢体不自由の子どもたちが、親と一緒に療育を受けることができるようになっており、本センターでは、できる限り親も一緒に実施してもらうようにしているという。

また、重度障害の子どもには(理学療法以外に)週に2回、別の施設で馬と遊んだり(ホースセラピー)、プールに行ったりしている。本当はセンター内にプール設備が欲しかったそうだが、2階ということもあり「お風呂」しか作れなかったのだという。このお風呂プールでは重度障害の子どもたちのマッ

サージ治療を行っている。また、ホースセラピーには、16ヶ月から3歳までの子どもを連れて行くが、本来なら100ユーロ以上の費用がかかるところを、市からの補助やスポンサー会社から寄付によって、親が負担する金額は10~15ユーロだけである。

また、本センターでは、親が高い補装具を買わなくてすむように、脳性麻痺等の子どもたちのための補装具も手作りしていた。他にも、食事に関する問題(偏食、咀嚼、嚥下など)がある子どもたちのための食事指導も行っているが、ここでもできるだけ親に学んでもらえるようにして、家庭訪問をして家庭での食事の様子を観察したり、直接指導を行ったりすることもあるという。

④考察

最後に、ムリエット市乳幼児発達早期支援センター(CDIAP)を訪問し、センター長および専門スタッフにヒアリング調査を行う中で分かったこと、感じたことを考察として述べる。

まず、市をあげて障害児教育・福祉施策に取り組んでいるムリエット市ということもあり、障害の早期発見・早期対応を担う乳幼児発達早期支援センター(CDIAP)も、設備-機能面、スタッフの専門性、療育内容ともに充実していると感じた。一般的な日本の制度・システムと比較して、特に優れていると感じた点を以下に挙げる。

①小児神経科医、心理学者、ST、PTなど複数の専門スタッフが一箇所に常駐(一部は隔日勤務)し、その場で連携を取りながら対応している点は、支援する専門職にとっても、利用する保護者にとっても心強いと思われる。

②センターが夜8時まで開設されており、仕事が終わった後に利用できるのは便利である。事実、利用者には共働きの家庭も多く、夕方以降の時間帯は混み合うのだという。

③心理相談が週1回から(少なくとも)月1回のペースで行われており、利用待ちの期間も長くて1ヵ月であるという点。日本では、発達検査や相談を

受けるだけで数ヶ月待ちというケースも珍しくなく、心理相談も3ヵ月に1回から年1回のペースでしか行われていない。

その一方で、障害の早期発見・早期対応という点について「以前は家庭で問題に気づき、ホームドクターの紹介でセンターを利用するケースが多かったが、最近では、(ホームドクター以外の)病院や幼稚園からの紹介ケースが増えてきた」との気になる報告もあった。この点に関しては、日本でも課題となっている「発達障害」のケースが増えてきたことによるものなのか、それとも「障害の早期発見」という点で、家庭やホームドクター制度が上手く機能しなくなっているのかなど、今後、追加調査を行い検討したい。

(3)カンピラ特別学校

訪問したカンピラ特別学校(Escola d'Educació Especial Can Vila)は、1968年に設立(1983年に現在の場所に移転)され、知的障害のある子どもたちのために特別な配慮と必要な資源を提供するセンターとして存立している。本校の目標は、児童生徒が、人格的、社会的、教育的なあらゆる側面において最大限の自立を達成することをめざしている。その目的は、児童生徒の社会への完全なインクルージョンを達成するために最大限に児童生徒の能力を発達させることにある。児童生徒の対象年齢は3歳から18歳(20歳)までである。

本校は、異なる病因に基づく知的障害に対応し、現在19の学習グループに分かれている。それらのグループは、次の4つの領域から構成されている。①包括的なケア、②初等教育(低度、中度、高度)、③中等教育、④社会環境との相互行為と基本的スキルについてである。

児童生徒数は、108人(ムリエット市35人、他地域73人)であり、医療的ケアの必要な子どもから通常学校に通学可能な子どもまで在籍している。主な障害は知的障害および重複障害である。スクールバスでの通学も可能(通学時間が1時間の子どものもい

る）であり、寄宿舎も併設している。教職員数は43人である。

授業時間帯は、9：30-16：30であり、16：30以降は、18：30まで親の会が延長学校（学童保育）を運営している。クラス編成は、年齢別、能力別に次の5つの段階に分かれている。①小学部、②中学部、③中学部（大人への生活訓練）、④重度障害児のクラス、⑤年齢の高い重度障害児のクラスである。

教育内容は、①コミュニケーションに関する内容、②視覚的聴覚的内容、③動作に関わる内容、④フレキシブルなグループ構成による学習、⑤プロジェクトごとの活動、⑥子どもたちの共同による活動であり、そのほかに、子どもたちによる学校新聞（雑誌）の編集にも取り組んでいる。

インクルーシブな取り組みとしては、①他の通常学校との交流学習（演劇、手紙の交換）、②並行通学、③専門家によるサポートユニットの支援、④通常学級に在籍する特別ニーズ児への支援、⑤教育相談、⑥障害児教育に関する研修を行っている。親や家族の学校参加として「親の会」活動が取り込まれ、週末に様々な活動に参加し、先生たちとのミーティングや子どもたちとの活動を進めている。

本校の調査を通じての印象であるが、100人規模の特別学校にふさわしく、広い敷地にゆったりと各学部の校舎が建設され、子どもたちが教室の内外で楽しく過ごしている様子であった。子どもたちも先生たちの表情も生き生きしており、保護者も自由に学校に出入りしていた。重度心身障害児の医療的ケアも含め、教育条件は整っており、先生方の負担軽減も様々に工夫されていた。本校が同市や周辺地域の障害児教育の拠点となっていることは十分に伺い知ることができた。

3. 財団法人アムパンス（AMPANS）による障害児教育・福祉の取り組み

(1) 財団法人アムパンスの概要

アムパンスとは、正式名称は「財団法人マンレザ市の知的障害者親の会」（Associació Manresana de

Pares de Nens Subdotats: AMPANS）である。

本節では、2012年9月17日に、アムパンスの総合組織や運営について、企画担当のペレ・ルエダ（Pere Rueda）氏によるプレゼンテーションを受け、資料を収集し、同財団運営の特別学校、職業訓練所、飲食店などの施設を見学した²²⁾。

アムパンスは、カタルーニャ自治州・バジェス（Bages）地域の知的障害者とその家族にサービスを提供するため、1965年、その親たちによってアソシエーションとして設立された。1969年には、特別学校および知的障害者が就職できる印刷工場を創設した。1973年、現在の本部とメイン施設の土地は裕福な家族から寄付された。財産の保全を図るため、2010年に財団法人へと変更した。知的障害者とその家族の生活の質と自立を促進するために、効果的なサービスを与えるという目的がある。

アムパンスは、社会サービスを与える民間の財団法人として、利益を得ることが禁じられていながら独自の資金源を待たなければならないが、他方で、知的障害者へ充実したサービスを与えなければならない。同財団はこの二つの要素を合わせなければならない組織であり、その組織を理解するために本論では同財団の提供するサービス、その組織及び資金源、またはバジェス地方における同財団の存在と役割について分析する。



写真3 アムパンス本部の正門とガーデニングセンター

(2) アムパンスの周辺地域の特徴

アムパンスは、スペインの17州 (Comunidades Autónomas) の一つであるカタルーニャ自治州にある。カタルーニャ自治州は、スペインの中で産業の最も発展している地方であり、一人当たり GDP が 27,053ユーロ (2010年) で、スペイン中で高い地位を占めている。人口は、757万908人であり (2012年)、その中でスペインの他の地方で生まれた人口は20%であり、海外で生まれた人口は17%である (2011年)。カタルーニャ自治州に41の地域 (comarques) があり、同財団はその内のバジェス地域にある。その本部とメイン施設はバジェス地域の首都であるマンレザ (Manresa) 市 (76,570人) の郊外にある。また、同財団による活動はバジェス地域全体に広がり、マンレザ市や他の町にも施設を持っている²³⁾。

バジェス地域の人口は186,084人 (2010年) であり、その内の外国人は12.2%であった²⁴⁾。この地域に工業団地が多いため経済構造は、自治州よりも産業における高い雇用率を示して (2010年に25.3%、州は15.2%)、サービス業は比較的到低い。主な産業は、自動車部品、繊維とアパレル、金属・電気・機械、ゴム・木材と鉱業である。世帯当たり収入は16,900ユーロ (2009年) で州 (17,400ユーロ) より低い。2011年の失業率は18.8%で州の17.7%より高い数値である²⁵⁾。

また、障害者に関しては、2012年にバジェス地域に13,680人がいて、その中に1,208人は知的障害者である (障害者全体の8.8%)。それに対して、州における障害者は490,134人、その内47,980人は知的障害者である (障害者全体の9.8%)²⁶⁾。

(3) アムパンスの提供サービスとその利用者

アムパンスの提供するサービスは、設立の時に知的障害者が就職できる印刷工場と学校から始まり、現在は3歳から亡くなるまで、利用者の必要なサービスをカバーしている (表5)。近年、提供しているサービスは、知的障害者だけではなく、精神障害

者と問題行動のある青年にも広がっている。

特別学校は本部の施設内にあり、幼稚園、小学部、中学部の特別教育を行い、3歳から21歳までの知的障害者が利用できる。職業訓練は、本部施設内の工場やガーデニングセンターで行われ、グループ派遣として、顧客である企業や公的機関の施設でも行っている。工場では、印刷作業やさまざまな手作業の仕事 (例えば、自動車産業のためのゴムの包装、服の包装など) を行っている。それ以外にも、清掃、ガーデニング、リサイクル、ゴミの分別収集、飲食店、農業などがある。知的障害者の生活上の困難さやひとり一人の能力とにあわせて、仕事の分野も幅広く設定されている。また、一般企業でも、アムパンスの職員の支援を受けながら、障害者が一般就労できる支援も行っている。利用者の就職を可能にするために、ガーデニング、飲食業や清掃を中心とする職業訓練も行っている。また、治療的職業訓練を含むデイケアサービスも行っている。居住のサービスも提供し、5か所の寮を持ち (その中の1か所は問題行動のある青年寮もある)、8か所のグループホームでも支援を与えている。近年、安定した収入を確保するために、居住サービスを増やす戦略を取っているようである。なぜなら、スペインの「依存法」(Ley 39/2006) に基づいて、寮の利用者は地域政府から給付される年金をサービス料として支払い、利用者数に合わせて地域政府からの補助金もあるからである²⁷⁾。

また、家族のために一時的に障害者を預かるレスパイトサービスやセルフヘルプサービスがある。さらに、保護者がいない障害者に対する成年後見サービスを提供している。以上のサービス提供に加えて、知的障害者が通っている通常学校をサポートし、大学や専門学校の教育に協力し、研究センターと協力して研究を行い (地域の学校における問題行動の実態調査)、学会などに参加し、ボランティアネットワーク作りなどの活動をしている。一般企業との研究会などの交流も、地域社会ともさまざまな交流活動をしている。

表5 アンパンスによるサービスとその利用者数（2012年）

サービス	内容	利用者数（人）
教育	特別学校（小・中学校），（1か所）	179
就職	保護雇用 ・ AMPANS 施設内の工場とガーデニングセンター，キオスク，ガーデニング，掃除，リサイクル，資源ごみ回収，飲食店，農業 ・ グループ派遣	168
	正常会社で支援就職	25
職業訓練	ガーデニング，飲食業，掃除など	14
デイケア	精神障害者のための治療的職業訓練（1か所）	25
	知的障害者のための治療的訓練（3か所）	249
	重い障害者のデイケアセンター（1か所）	16
居住	ホームヘルプ	10
	グループ居住（8か所）	147
	障害者の児童・青年の居住（3か所）	44
	問題行動青年の居住（1か所）	30
	重い障害の大人の居住（1か所）	66
家族へのサービス	相互自助グループ	
	一時的デイケアセンター	
	家族のレスパイトサービス ・ ほかの家族が扱う ・ 居住で扱う	56
成年後見	保護者がいない障害者の後見	38
レジャー	合宿，パーティーなど	

注）表中の利用者数は，同じ利用者が一つ以上のサービスを受けていることがある。
出所）アムパンスから提供された資料に基づきユイスが作成。

今後提供すべきサービスとしては，問題行動少年のレスパイトサービス，障害のある子どものレスパイトサービス，精神障害者や外傷性障害者の居住，視覚障害者と聴覚障害者のためのデイケアサービスが挙げられた。

利用者の人数は毎年増えて，2007年に613人，2008年に668人，2009年に702人，2010年に719人，2011年に770人，2012年に772人である。利用者には，男性が多く（男性60%，女性40%），20～50歳の人が多い（20歳以下26%，20～50歳60%，50歳以上14%）。また，「依存法」に基づいた障害の「平均依存度」は

68%であり，高い程度の障害者が多い。依存度がわかる利用者全体の中に²⁸⁾，依存が認められていない（依存度が32%以下）利用者の割合は4%，33～64%の依存度と診断された利用者の割合は21%，65～74%の依存度と診断された利用者の割合は35%そして，75%以上の依存度と診断された利用者の割合は40%である²⁹⁾。

(4) アムパンスの組織

スタッフは595人であり，正社員が多く（86%），女性が65%を占めて，平均年齢は37歳である。障害

のあるスタッフは29%である。スタッフ養成を大事にして職業訓練のために、2011年に194講座が行われた。また、インターンシップの学生は84人いる。スタッフの人数は毎年増えて、2007年に488人、2008年に528人、2009年に551人、2010年に581人、2012年に595人までに上った。

アムパンスの予算は2011年に25,256,780ユーロであり、2010年に比べて1,886,273ユーロが低くなっている。収入の内訳をみると、同財団の活動による収入は92%であり、その中に、提供したサービス料と商品販売による収入は57.3%、補助金・寄付は34.75%を占めている。これらには、利用者の利用料、顧客である企業に対する支払と地域政府から依頼されたサービス料（例えば、問題行動のある青年寮）を含む。補助金・寄付の95.48%は地域政府によるものであり、そのほかの大半は金融機関によるものである³⁰⁾。また、本部の土地をはじめ、寄付された土地と建物もある。さらに、独自のワインの販売、インターネット販売や開発した福祉施設運営サポートのソフト販売をはじめ、収入を得るために新しい試みを進めている。支出を見ると、人件費は52%、調達は17%、投資は18%を占めている。また、主なサービスが占める支出の割合を見ると、就職は39.7%、居住は33%と教育は11.5%である³¹⁾。

組織として、同財団の理事会は、財団の財産とその目的を守り、組織の活動をチェックし、その下にある総合管理部は財団全体の総合管理を行い、またその下に福祉課、職業課と管理課を配置している。福祉部は、ソーシャルワーク、寮、グループ居住、デイケアサービスと学校を担当している。職業部は、印刷、手作業、掃除、ガーデニング、ガーデニングセンター、リサイクル・ごみの分別収集、メンテナンス、キオスクと飲食店、それぞれの職業を担当している。管理部は、企画、人事、経理、環境、情報、品質管理とPR・マーケティングを担当している。

アムパンスの経営者の重要な目的は、サービスなどの効果、効率およびの品質を改善することであり、それを実現させるために品質と環境のISO認証、環

境のEMS認証と労働衛生安全のOHSAS認証を得ている。

(5) バジェス地域におけるアムパンスの存在と役割

2012年にバジェス地域における知的障害者が1,208人で、同年にアムパンスによるサービスを受けた人は772人であり、バジェスの知的障害者全体の64%が同財団の利用者であるということから、地域で大きな役割を果たしていることがわかる。

教育分野については、地域政府のデータによると³²⁾、現在、同財団の特別学校はバジェス地域で唯一の特別学校である。教員と専門のスタッフを合わせて47人が働き、20クラスで173人の生徒がいる。バジェス地域における知的障害のある児童生徒のデータを見ると、特別学校だけに通っているのは171人、時間の50%以上を特別学校（時間の50%以下を通常学校）に通っているのは2人、時間の50%以下を特別学校（時間の50%以上に通常学校）に通っているのは7人である。通常学校だけに通っている知的障害のある児童生徒はバジェス地域に1人もいない。

カタルーニャ自治州における知的障害のある児童生徒のデータを見ると、特別学校だけに通っているのは6,146人、時間の50%以上に特別学校（時間の50%以下に通常学校）に通っているのは422人、時間の50%以下に特別学校（時間の50%以上に通常学校）に通っているのは285人、通常学校だけに通っているのは295人である。カタルーニャ州とバジェス地域のデータを比較すると、カタルーニャ州における知的障害のある児童生徒の91.9%が特別学校に（時間の50%以上）通い、8.1%が通常学校に（時間の50%以上）通っているのに対して、バジェス地域における知的障害のある学生の96.1%が特別学校に（時間の50%以上）通い、3.9%が通常学校に（時間の50%以上）通っている。つまり、カタルーニャ州では通常学校を軸としたインクルーシブ教育はあまり実現されず、また、バジェス地域で知的障害のある児童生徒のほぼ全員がアムパンスの特別学校に通

っていることがわかる。

知的障害者のための社会的サービス提供についての地域政府のデータとアムパンスのデータを見ると³³⁾、2012年にバジェス地域に知的障害者の寮は、全て同財団の寮である。また、バジェス地域におけるグループ居住は165人が利用している12か所があり、そのうち、同財団のグループ居住は8か所であり、147人が利用している。知的障害者の治療的訓練センターは、366人が利用する6か所の内、同財団管轄は3カ所、249人が利用している。さらに、同財団の重度障害者のデイケアセンターはバジェス地域で唯一である。

企業としての側面を見ると、アムパンスは、スタッフを595人雇用している。また、バジェス地域に保護労働センターは4か所があり、同財団のセンター（168人の障害のある従業員がいる）以外が運営するセンターの規模は小さい（障害のある従業員は50人以下である）³⁴⁾。同財団のスタッフに保護雇用者を合わせると、763人に雇用を与えていることがわかる。バジェス地域における従業員251人以上の企業は23.4%であり、カタルーニャ州における従業員251人以上の企業は29%であることから、その規模から同財団は大企業であることがわかる。そして、同財団の保護雇用者と一般企業で働いている障害者は2007年に149人、2008年に152人、2009年に149人、2010年に165人、2011年に172人と2012年に193人に上り、毎年増えている。同財団のスタッフも2007年に488人、2008年に528人、2009年に551人、2010年に581人、2012年に595人にのぼり、毎年増えている³⁵⁾。バジェス地域における雇用が2008年～2011年の間15.5%減ったことと比べて、同財団が現在のスペイン経済危機に対応できたと言える。さらに、地域企業にさまざまなサービス（掃除、メンテナンス、ガーデニングなど）を販売し、企業のために手作業の仕事を引き受け、印刷などの独自のビジネスを行う上で、地域のゴミの分別収集する会社として担当当局と契約をむすんでいる。同財団の顧客企業は、2011年に650社にも達している³⁶⁾。

上述のデータに基づいて、バジェス地域における知的障害者のためのサービスと雇用、さらに地域経済にとっても、アムパンスは重要な役割を果たしている。

アムパンスは、知的障害者家族のアソシエーションとして始まって、経済能力のある家族による寄付、企業に提供するサービスなどのビジネスとスペイン福祉制度の発展によって社会的経済の組織として発展した。同財団が提供するサービスが広がり、利用者数が増え、バジェス地域における知的障害者に対して大きな役割を果たしている。経済的に、障害者の年金や地域政府による補助金が同財団の収入の大きな部分になって、さらに、同財団は地域政府の福祉当局にもサービスを提供し収入を得ている。また、利用者の就職を促進するために、収入も増やすために、さまざまなビジネスを発展させ、地域経済の中で雇用を与える重要な役割を果たしている。

最後に今後検討すべき課題を挙げておきたい。第1に、アムパンスは、社会的な民間組織として、利用者の充実した生活という目的と同時に、組織の収入を確保するという目的を合わせ持っているため、経営は企業的な色彩が目立っている。したがって、障害者の充実した生活とその家族の満足が十分に達成されているのかというテーマは分析すべき課題である。第2に、社会的な企業としての同財団の強みを説明するために、取引企業との関係を分析し、さらに、地域における政治的ネットワークと社会的ネットワークにおける同財団の位置づけについても分析すべき課題であると考えている。

(6) アムパンス・特別学校（幼稚部・小・中学部）

本特別学校は、財団のもつ広大な敷地内にあり、センターから歩いて数分内の一角に、幼稚部、小学部、中学部がそれぞれ別校舎で点在している。

学校に在籍している子どもは3歳から6歳が33人で、この中に重度障害児もいる。小学部生は35人、中学部生から20歳までが100人、児童生徒総数は170人という規模である（人数は調査時）。170人の子ども

もに対して、スタッフ数は、教員など特別な資格を持つ専任スタッフが23人、それ以外に13人(子どもに責任を持たないが、学内での多種多様な活動を支え、運営しているようだ)である。この中には心理学者、言語訓練士および理学療法士など専門スタッフもそれぞれ数名含まれている。

クラス編成については、1クラス6~8人で構成され、教員は2人ずつ配置されている。ただし、財政難から時には1人配置になる事もある。中学部での優秀児クラスは10人である。教育プログラムについては、個人別、テーマごとに個別プログラムが設定されており、子どもたちの変化過程を評価している。また、週のうち数日間は、通常学校へ通う交流教育が行われている。子どもたちのプログラムは、一年ごとに立案し、その評価を踏まえて見直しを回っている。

カタルーニャ自治州では、12歳までは80%の障害児が通常学校へ、それ以降では80%の子どもが特別学校に在籍している。ただし、12歳で通常学校に移行する際の政府支援が不十分であり、追跡調査がなされておらず、問題の所在が明らかでないというのが実態である。その上、通常学校での受け入れ体制も必ずしも十分ではない。そのために、このうちの8割は通常学校に行くが、実際にはうまくいってないという現状も事実として存在しているようだ。「サラマンカ宣言」でインクルーシブ教育が提起されているが、その理念はともかく、実践的には今なお課題山積といえよう。

このことに関して、同校の関係者は「世界中で同じような問題があるだろう」と指摘していた。財団では独自の活動として通常学校に専門家を派遣するなど、地域との協力関係は重要な支援体制であると考えている。

なお、学校卒業後は、同財団の工場など、職業訓練施設(ワークショップ)に移行し、ここから一般の企業に就職する生徒もいる。ただし、一般企業に就職できない生徒の多くは、この工場にとどまり、仲間と共に活動し生活している。

このように、幼児期から生涯を見通した対応のシステムが整えられており、ライフステージを見通した対応がされている点が印象的であった。この学校は、財団による私立学校でありながら、教員の給与は政府から支給されるなど、公的支援を受けている。しかし他方で、政府の財政難に伴い、減給されているという実情もあり、支援の打ち切り方針も見え隠れしている。同財団では、政府の継続的な支援を要請するなど、学校運営上の課題であるとしていた。

おわりに—結論と今後の研究課題

本調査研究は、ユネスコ・サラマンカ宣言(1994年)以来、インクルーシブ教育を積極的に推進しているスペインに着目した。スペインの障害児教育・福祉に関する先行研究は乏しく、日本での紹介は極めて限られている。スペインの学校教育や社会福祉全般に関する先行研究でさえ少ないが、そこで障害児教育・福祉に触れられているものはさらに限られている³⁷⁾。したがって、本調査研究は、スペインの障害児教育・福祉の一端を把握したものに過ぎず、その全容を示したものではない。

冒頭でも述べたが、スペインにおける障害児(SEN児)は、特別学校及び特別学級が16.7%、通常学級が83.3%(2010年)となっており、通常学級の比率はOECD諸国で相対的に高くなっている。しかしながら、スペインは自治州ごとに教育・福祉施策に特徴を持ち、本調査対象のカタルーニャ自治州は、特別学校が約100か所あり、小学校段階の障害児の40%は特別学校に通い、その他の60%が通常の小学校に通っている。中学校段階になると、ほとんどが特別学校に通学している。本調査は、このような現状の一端を把握することができたが、インクルーシブ教育の地域間の差異はどのような要因を背景としているのか、インクルーシブ教育の具体的実践がどのような内容であるのかについては、今回の調査の範囲を超え、課題が残った。

また、ラモン・リュイ大学のクリメン・ジネ氏が

らはスペインおよびカタルーニャ自治州における障害児教育の特徴と課題を極めて要領よくお話しいた。特に、スペインにおける障害児教育研究はインクルーシブ教育に関する研究が中心であるため、氏の研究グループが障害のある子どもの特別な教育的ニーズを評価する研究へシフトしているという見解は興味深い点である。インクルーシブ教育の推進には、学校教育全体の改革と同時に特別な教育的ニーズの把握とニーズに合わせたきめ細やかな対応が必要であり、教育実践上の専門性を高めることが必要だからであろう。

人口5万人の郊外都市であるムリエット市を一つの事例にして、乳幼児期から学齢期、成人期にわたるライフステージに沿って、総合的に支援する障害者施策を把握することができた。障害者施策を重視する同市の市長は、調査メンバーを直々に迎え入れ、同市のローカルテレビ局の取材も受けた。市長等のプレゼンテーションを伺い、関連施設や特別学校を訪問調査する中で、同市の積極的な姿勢は実感できた。とりわけ特別学校の子どもたちの表情は生き活きとし、先生方もにこやかな表情で子どもたちと接していたことが大変印象的であった。

障害児の親たちが設立した財団法人アムパンスは、その規模の大きさに加え、教育から雇用、福祉に至る事業内容の多様さには、圧倒された。アムパンスが事業展開する地域では、障害児者と家族にとってだけでなく、地域経済にとっても極めて重要な役割を担っている。もちろん、スペインの財政状況が苦しく、「新自由主義」の影響が色濃い経済社会のもとで、同法人の経営、事業継続は様々な点で困難さを抱えているものと想像できる。アムパンスの取り組みを「理想的なモデル」として捉えるのではなく、スペインの障害児者の生活と社会参加を保障する上での一つの方向性を示しているものとして把握した。その上で他自治州、他地域と同様の取り組みを推進する各組織にも着眼して調査を継続していくことを研究課題としておきたい。

子どもたちの特別な教育的ニーズに応えた学校教

育はどうあるべきか、インクルーシブ教育を進める上での条件や実践的な課題は何なのか、卒業後の進路保障（移行支援）、社会参加を進める上での課題は何なのか、国連・障害者権利条約の各条項を実現する上での課題は何か、各国の比較調査を通じて引き続き検討したい。

注

- 1) 本研究は、JSPS 科学研究費補助金「特別なニーズをもつ子どもへの教育・社会開発に関する比較研究」（基盤研究（A）、課題番号23252010、2011年度～2015年度、研究代表者：黒田 学）に基づいて、特別なニーズをもつ子ども（特に知的障害児）への教育および社会開発の動向と課題について、比較検討を行うことを目的としている。アジア、ユーラシア・東欧、ラテンアメリカを対象地域として、子どものライフステージにしたがって、障害の早期発見・診断、就学、移行支援等を具体的に調査するものである。

本調査は、2012年9月15日～20日の日程でスペイン・カタルーニャ自治州を訪問し、本稿執筆者7名による共同研究として行ったものである。インタビューにおける日本語・スペイン語（カタルーニャ語）の通訳を研究メンバーで、カタルーニャ自治州バルセロナ市出身であるバユス・ユイスが行い、部分的に英語を使用した。また、調査対象機関の選定および予備調査（2012年3月）についても、バユス・ユイスが行った。なお、本調査は、日程の前半にドイツ・ベルリン市等における障害児教育・福祉調査を行い（9月11日～9月15日）、前記の調査メンバーに加え、窪島務（滋賀大学教授）、久保田あや子（滋賀大学教授・当時、現滋賀大キッズ副理事長）、武分祥子（飯田女子短期大学准教授・当時、現教授）が調査に参加し、3名がベルリン市等の調査報告をそれぞれ執筆している。

ここに調査にご協力頂いた関係機関の皆様にご感謝を申し上げます。

- 2) OECD Child well-being Module, OECD-Social Policy Division-Directorate of Employment, Labour and Social Affairs, updated 14 May 2012.

- (<http://www.oecd.org/social/family/50325299.pdf>, 2013年6月20日閲覧)
- 3) United Nations, Consideration of reports submitted by States parties under article 35 of the Convention, Concluding observations of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Spain, 19 October, 2011, (CRPD/C/ESP/CO/1) (http://www.ohchr.org/.../CRPD/.../CRPD.C.ESP.CO.1_en.doc, 2013年6月20日閲覧)
 - 4) 安藤万奈「ゆりかごから大人へ」(碓順治編『ヨーロッパ読本—スペイン』河出書房新社, 2008年), 金子亨・藤井康子「スペインの教育改革の変遷」東京学芸大学紀要. 芸術・スポーツ科学系, 63: 13-21, 2011年10月, (http://ir.u-gakugei.ac.jp/bitstream/2309/111954/1/18804349_63_2.pdf, 2013年6月20日閲覧)。
 - 5) Spain, Education at a Glance OECD Indicators 2012. (<http://www.oecd.org/education/EAG2012%20-%20Country%20note%20-%20Spain.pdf>, 2013年6月20日閲覧)
 - 6) 吉澤明「社会福祉の現状」(碓順治編『ヨーロッパ読本—スペイン』河出書房新社, 2008年), 119ページ。
 - 7) 伊藤三千代「スペインの障害者福祉政策と現状—ONCEにおける視覚障害者の教育と支援体制から—」(『筑波技術短期大学テクノレポート』Vol. 8 (2), 2001年11月), 83ページ, (http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/bitstream/10460/511/1/Tec08_2_14.pdf, 2013年6月20日閲覧)。
- また、関連する法律としては、2003年に「障害のある人の機会均等、非差別、普遍的なアクセシビリティに関する法」(Ley 51/2003 de 2 de Diciembre sobre Igualdad de Oportunidades, No Discriminacion y Accesibilidad Universal de las Personas con Discapacidad (LIONDAU)) が制定されている (http://www.boe.es/aeboe/consultas/bases_datos/doc.php?id=BOE-A-2003-22066, <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/anti/>, 2013年6月20日閲覧)。
- 8) Ley 49/2007, de 26 de diciembre, por la que se establece el régimen de infracciones y sanciones en materia de igualdad de oportunidades, no discriminación y accesibilidad universal de las personas con discapacidad. (http://noticias.juridicas.com/base_datos/Admin/l49-2007.html, <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/anti/>, 2013年6月20日閲覧)
 - 9) 碓順治編『ヨーロッパ読本—スペイン』河出書房新社, 2008年, 37-39ページ。
 - 10) 楠貞義『現代スペインの経済社会』勁草書房, 2011年, 239-243ページ。
 - 11) *The Financial Times*, 2012.9.13.
 - 12) 調査は、2012年9月18日に実施した。
 - 13) 田澤耕『カタルーニャを知る事典』(平凡社, 2013年3月), 174ページ。
 - 14) ラモン・リュイ大学のホームページ (<http://www.url.es/en>, 2013年7月10日閲覧)
 - 15) Unitat de Suport a l'Educacio Especial (<http://unitatsuporteducacioespecial.blogspot.jp/>, 2013年7月10日閲覧) によれば、USEE とは、教育法第81条に基づいて組織される、特別な教育的ニーズをもつ生徒のケアのための教育ユニットのことである。
 - 16) Mel Ainscow, *Special Needs in the Classroom: A Teacher Education Guide*, UNESCO Publishing, 2004.
 - 17) 調査は、2012年9月19日に実施した。
 - 18) 調査は、2012年9月19日に実施した。
 - 19) 初診は、4歳未満である。
 - 20) 本センターの利用料は無料だが、スペイン国内でも有料のところがあるという。
 - 21) 本センターでは、様々な活動を提供しているので週4回の利用を希望する親も多く、すぐに定員が一杯になってしまう。他のセンターでは、あまり多くの活動を行っていないため、親も週1回くらいの利用で良いと思っているため比較的空いているのだという。
 - 22) 2012年3月8日にもアムパンスの特別学校、工場と治療的訓練センターでの見学と予備調査を行った。
 - 23) IDESCAT, 2013, *Anuari Estadístic de Catalunya* (<http://www.idescat.cat/pub/?id=aec>).
 - 24) Consell Comarcal del Bages, 2013, *Anuari*

- Estadístic del Bages (<http://estadistica.ccbages.cat/>)。
- 25) Generalitat de Catalunya, Observatori D'Empresa i Ocupació, 2013, Focus Territorial (<http://www20.gencat.cat>)。
- 26) IDESCAT, 同上。
- 27) スペインの「依存法」(Ley 39/2006)は、依存度が33%以上を持つと診断された知的障害者に対して州政府から年金を給付される権利を保障している。障害者の依存度によって年金額を定め、33~64%の依存度、65~74%の依存度と75%以上の依存度という3つの程度に区分されている。
- 28) 利用者全体の40%について依存度の診断結果はない。
- 29) AMPANS, 2012, Memoria de Responsabilitat Social 2011。
- 30) 金融機関の助成金を受けて実行されている主なプログラムは二つある。「Incorpora」プログラムは、個人に合わせてとトレーニング・就職計画を立てて実行するものである。また、「Funciona」プログラムは、地域における全中学の卒業できない生徒のために、就職につながる特別学習の計画を立てて実行するものである。
- 31) カタルーニャ自治州における私立学校の大部分と同じ条件で、アムパンスは地域政府と契約を結び、地域政府が公立学校と同じレベルでアムパンスの教員の人件費を負担している。
- 32) Generalitat de Catalunya, Dep. d'Ensenyament, 2013, Estadístiques (<http://www20.gencat.cat>)のデータに基づいた分析である。
- 33) IDESCAT 同上, AMPANS 同上, アムパンスでのインタビューによるデータに基づいている。
- 34) Generalitat de Catalunya, Dep. De Treball, 2012, Centres Especials de Treball de Catalunya (<http://www20.gencat.cat>)。

- 35) AMPANS, 2011, Memoria de Responsabilitat Social 2010 のデータ, AMPANS, 2012, Memoria de Responsabilitat Social 2011 のデータとインタビューのデータに基づいている。
- 36) AMPANS, 2013, AMPANS en Xifres (<http://www.ampans.cat/discapacitat-intelectual/ampans-en-xifres.html>)。
- 37) スペインの社会福祉について体系的に整理した近年の文献として、中島晶子『南欧福祉国家スペインの形成と変容—家族主義という福祉レジーム—』ミネルヴァ書房, 2012年, がある。

参考文献

- 「EU 諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向」独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター, 2007年3月, (http://www.nivr.jeed.or.jp/download/houkoku/houkoku81_summary.pdf, 2013年6月20日閲覧)。
- 引馬知子「EU における障害者差別禁止法制」(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_2/pdf/s1.pdf, 2013年6月20日閲覧)。
- 碓順治編『ヨーロッパ読本スペイン』河出書房新社, 2008年。
- 岡部明子『バルセロナ』中公新書, 2010年。
- 「スペイン」厚生労働省大臣官房国際課『南欧諸国の労働施策, 2010~2011年 海外情勢報告』, 2012年3月, (<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/12/pdf/tokusyuu/to038-054.pdf>, 2013年6月20日閲覧)。
- 「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究—EU 諸国及び米国の動向—」独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター, 2008年3月, (http://www.nivr.jeed.or.jp/download/houkoku/houkoku87_summary.pdf, 2013年6月20日閲覧)。

Research on Special Needs Education and Welfare Services for Persons with Disabilities in Catalonia, Spain

KURODA Manabuⁱ, VALLS Lluísⁱⁱ, KONISHI Yutakaⁱⁱⁱ, NAKA Haruna^{iv}
ARAKI Hozumiⁱ, HIRANUMA Hiromasa^v, ARAKI Michiko^{vi}

Abstract : Spain is the “birthplace” of special needs education and inclusive education. In order to grasp the present situation of education and welfare services for persons with disabilities (PWDs) in Spain, this article analyzes the case of the autonomous community of Catalonia. Interviews were held with managers and staff at educational and welfare institutions, special schools and with university researchers, in the cities of Barcelona, Mollet del Vallès and Manresa. Through this research, we observed general support measures adapted to the life-stages of PWDs, which maintain their direction after school graduation and promote their participation in society. We also have reconfirmed that, in order to promote inclusive education, it is necessary to grasp special educational needs, to increase the specialization of staff, and to reform the whole education system at school. This research was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 23252010.

Keywords : AMPANS Foundation, Catalonia, Mollet del Vallès, inclusive education, special needs education, welfare services for persons with disabilities (PWDs)

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University

ii Associate Professor, Faculty of Foreign Studies, Kyoto University of Foreign Studies

iii Lecturer, Faculty of Regional Studies, Gifu University

iv Guest Resercher, Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University

v Associate Professor, Center for Research in the Humanities, Osaka Electro-Communication University

vi Associate Professor, Osaka Woman's Junior College